



下請法・独占禁止法の運用強化

平成28年8月
公正取引委員会

○ 未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定） ～第2章 Ⅲ.（2）③～

下請等取引について、これまでの調査等で明らかになった手形支払や金型保管等の取引慣行における課題の改善につながるよう、**下請法の運用基準における違反事例の充実**を始め、**独占禁止法その他の関連法規の運用を強化**するとともに、業種別下請ガイドラインの充実・改善を行う。これらの施策を通じ、下請け企業等の中小企業の取引条件の改善を図る。

下請法

下請法違反行為に対して、迅速かつ効果的に対処

- ・ 下請法の違反行為に係る情報収集、違反行為の未然防止の強化に向け、大企業ヒアリングを含むこれまでの調査で明らかになった**違反事例を下請法の運用基準に追記**
- ・ **大企業ヒアリングで明らかになった課題**について、下請法違反事件の調査において**重点確認**

独占禁止法

独占禁止法の優越的地位の濫用規制について、優越的地位濫用事件タスクフォースにおいて対処するなど、濫用行為を抑止・早期是正

- ・ 独占禁止法（優越的地位の濫用規制）の違反行為に係る情報収集、違反行為の未然防止の強化に向け、これまでの調査において明らかとなった**優越的地位の濫用行為に該当するおそれのある行為について事例集に示すなどして周知**
- ・ 厳しい取引環境に置かれている物流事業者について、荷主との取引に係る**調査を拡充**
 - － **荷主向け調査票の倍増**
 - － **荷主と物流事業者の個別の取引関係にも踏み込んだ調査の実施**

【参考】下請法・独占禁止法の運用状況

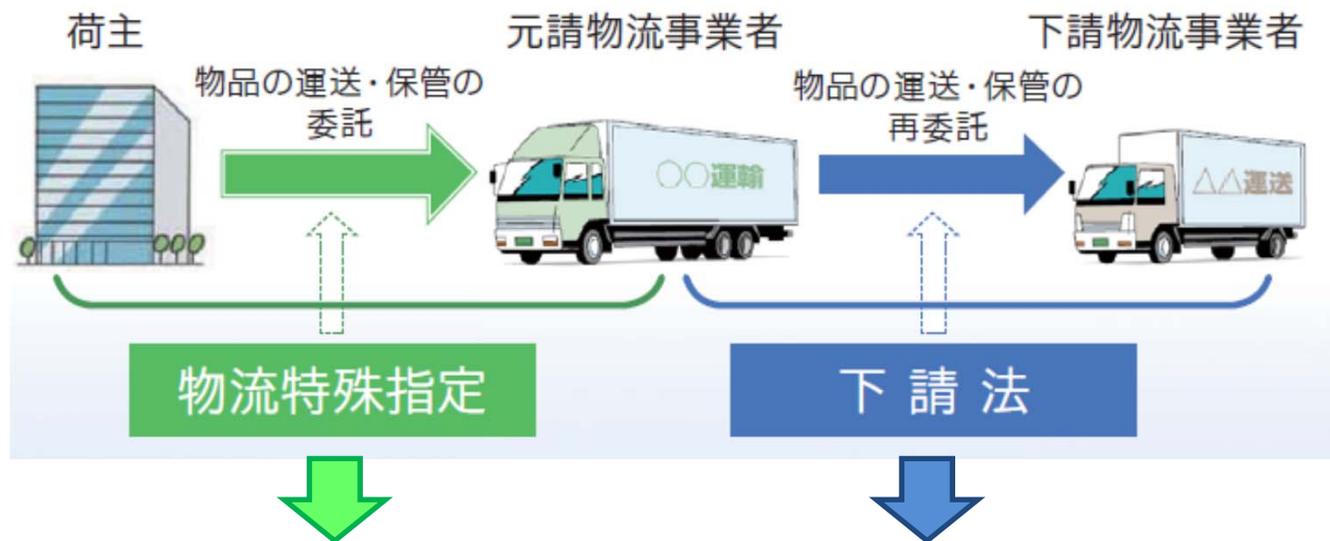
下請法

	勧告	指導
平成25年度	10	4,949
平成26年度	7	5,461
平成27年度	4	5,980

独占禁止法(優越的地位の濫用規制)

	法的措置	警告	注意
平成25年度	1	0	58
平成26年度	1	0	49
平成27年度	0	0	51

物流事業者との取引に係る取組(平成27年度)



荷主15,000, 物流事業者17,666に調査票発送
808の荷主に対し, 検証・改善を求める文書発送

道路貨物運送業者: 290の元請物流
事業者に指導